

# セクションプレジデント選挙規則

2013年12月19日制定

(趣旨)

**第1条** この規則は、公益社団法人日本地球惑星科学連合セクションプレジデント選挙に関する事項について定めるものとする。

(細則への委任)

**第2条** セクションプレジデント選挙に関する事項は、この規則によるほか、セクションプレジデント選挙実施細則の定めるところによる。

(選挙権及び被選挙権)

**第3条** セクションプレジデントの任期開始時をその任期に含む代議員として選出された者は、セクションプレジデント選挙の被選挙権を有する。

2 選挙公示日の前日において正会員である者は、その時点での「主たるセクション」においてセクションプレジデント選挙の選挙権を有する。

(立候補等)

**第4条** 被選挙権を有する者は、立候補届出書を選挙管理委員会に提出し、候補者となることができる。

2 正会員は、被選挙権を有する代議員を候補者として推薦届出書を候補者の承諾書とともに選挙管理委員会に提出することにより、候補者を推薦することができる。

3 候補者は立候補と重複して推薦を受けた場合、立候補と推薦のいずれかの区分を選択するものとする。

4 同一の候補者に対して複数の推薦が合った場合、候補者はいずれかの推薦を選択するものとする。

(候補の辞退)

**第5条** 候補者となった者は、投票開始日の前日から起算して7日前までに、候補者辞退届けを選挙管理委員会に提出することにより、候補者を辞退することができる。

(投票の方法)

**第6条** 選挙は投票により行なう。

(選挙の実施時期)

**第7条** セクションプレジデント選挙の実施時期は、理事会が決定する。

(選挙公示)

**第8条** 選挙管理委員会は、前条の実施時期の決定に基づき選挙公示を行う。

(選挙結果の報告)

**第9条** 選挙管理委員会は、選挙結果を社員及び正会員に報告する。

附則

(1) 2020年12月1日第9条改正